ます。

A:こういう言い方ではどうでしょうか。理想としてはそうあるべきでしょうが、理想を求めて科学的な合理性をだけで問題を解決しようとする頑な姿勢が、多分共感も得られないし合意も得られないということだ思うのです。例えば相手の議論を感情的だとか非合理的だと言う人の意見を人間は聞く気になるかどうかというです。科学的な正しさは大事であるが、コミュニケーションという意味では共感の無いところにはコミュニケーションは成り立たないということを言いたいのです。

Q3: 共感を得るような態度が重要だということですか?

A: それは科学的な正確さを無視するということではありませんが、自分達の理想に他の人達がついていかないからと言ってそれを非難してはとてもだめです。

Q3:それは重要な事と思います。世の中には分かり易くて非常に共感を生みやすいけれど実はとんでも無いというこは結構あったりしますね。

Q4:リスクコミュニケーションというとは安全性を求めるものなのか、安心感を求めるものなのか確認したいと思います。

A: どちらでもないです。 私も含めて心理学者も1980年代には ひょっとするとこれで安心くらいは得られるかもしれないと思っ てきたかも知れませんが、多分現実を見てみるとそうではなく、 予想以上に大変だと思うようになっているのではないかとおも います。

Q3それはリスクは思っていたより深くて解決できないということ が浸透してしまうということですね。

A:そうです。目に見えなくてわからないということです。

Q5:直感ということを言われたので大変共感を持ちました。私 は電磁波を出す20万ボルトの高圧線の下に20年間住んでい ました。非常に病気が多発して癌や死亡者が続出しました。私 の夫も脳腫瘍癌で死亡しました。そういう危険な所にいて、安 全に暢気に景色が良いと近所の人も喜んで暮らしていました。 私は主人の病気が治りにくいので、ここは大変危険だ神様に 呪われているようで恐くてしようがないと言って何が何でも引っ 越したいと言って鎌倉とかもう少し田舎の方に転居したいと騒 ぎました。子供達も呪われたような夢を見ると言います。そうい う非常な恐怖感を何年も十年も持ちました。そういう科学的根 拠もなく、近所の人達もそういう様々な兆候はあったが、情報 公開がなかったから電磁波の恐怖について科学的な根拠を知 らないで20年住んで、私も家族を死に追いやってしまいました。 私自身の直感を夫や子供が信じてくれて、10年前の転居をし てくれていたら夫は今も生き長らえていたのではないかと思い ます。夫が何故私の迷信というか直感を信じずに、転居に賛成 してくれなかったのかという思いで、先生の話に共感を覚えま した。

A:今の話に関係するのですが、電磁波が影響するどうかとい

うことではなくて、知っていれば選べたのにと言うことなのですね。そこがリスクコミュニケーションのポイントだということです。 それが科学的に正しいかどうかということは問題にならないということになります。

Q3:今の例は非常に考えさせられますし、リスクコミュニケーションの役割ということに参考になります。一方では科学者の方に解決策がないのではないかというふうに多くの人が思われているようなことも、多分専門家への挑戦状なのではないかと思いました。■

第138回 土曜講座 (2002年3月9日) 「リスクコミュニケーションのための 科学的証拠のとらえ方」の講演より

リスク・コミュニケーションの現場から

~新しい化学物質対策

竹田宜人(東京都都立大学・大学院)

#### はじめに

都立大学の都市科学研究科の学生で、4 月から博士課程にいきます竹田と申します。本職は東京都環境局の職員です。都市科学研究科のほうでは市民に対する情報の提供や住民参加の在り方などの研究をしております。今日は学生という立場から話をさせていただきたいと思います。

今日は、私は行政学の視点から考えた時のリスクコミュニケ ーションということを話したいと思います。リスクコミュニケーショ ンという言葉は最近行政のほうでもよく使うようになりまして、実 際何を求めているかと言いますと、利便性と危険性が科学技術 にあるということを前提に、危険性を市民に対してどのように伝 えてゆくかを考えた時に、情報をもっているものは行政や企業 ですから、行政や企業が事象の利便性と危険性を市民に伝え て、一緒に考えていこうということです。電磁波でもそうですが、 便利に使っている電気器具、コンピューター、そういうものから 電磁波が出てくるということになりますと、利便性を考えながらり スクも考えないといけない。関係者として行政、企業、住民の方 が情報を共有してともに考えるということが重要ではないかと考 えています。ここで言うリスクというのは、交通事故、自然災害、 犯罪、テロ、労働災害、都市構造が起因する事故など、環境汚 染、疾病などいろんなものがありますが、そういうものについて 情報を共有しましょうという考え方がリスクコミュニケーションの 概念だと思っております。

## リスクコミュニケーションの類型

リスクコミュニケーションの4つの義務という考え方があります。 もともとの考え方は実用的な義務、道徳的義務、心理的義務、 制度的義務というものです。 実用的義務というのは、危険に直面している人々が害を避けられるように情報を与えられなくてはならないということです。 町の中で暮していますとたくさんのリスクに囲まれているということがあるのですが、実際にはなかなかそれに気がつかない。 実際に町の中を歩いていて塀が地震の時に倒れるか倒れないかというのは分からないわけですが、本当はリスクというのはそれぞれの人が危険に直面しているのであれば情報を与えなくてはいけないということなのです。

道徳的義務というのは、それぞれ真意は何らかの選択が行なわれるように情報を得ることができることです。例えば地震の例でいうと、地盤が弱いか強いか、そういう土地に家を建てるか建てないか、それは市民の選択になるわけですから、そういう情報を行政として市民に与えなくてはならないということです。

心理的義務というのは、情報をもとめているというのが基本 にあります。恐怖に対応したり、欲求を達成したり、自らの運命 をコントロールすることを考えた時に、情報をほしいと要望を否 定してはいけないということです。ですから、ここでは情報公開 と説明責任と書いていますが、行政側の情報公開と説明責任 は非常に重要なことになってきます。

最後の制度的義務は、政府や行政、産業が持っているリスク、 その他のリスク、それを効率的な法案で規制しなさいということ を市民の側から期待している。この責任が適正に果たされてい るかの情報を受けることもまた期待しているということですから、 行政のほうに市民が積極的に参加していかないとこういうこと はできないわかです。情報をくださいといっても、どういう情報 がほしいのかを明確に意思表示をしないとなかなかこの提案 は難しいと思います。ですから参加ということがポイントになりま す。

リスクコミュニケーションの発展段階は第 1、第 2、第3と3つの段階があるということをよく言います。時系列で考えていただきたいのですが、第 1 段階というのは、データの開示をしている段階。今ちょうど情報公開条例などがありまして、いろんな情報が開示されるようになってきています。今はただ出しているだけで、第 2 段階としては、その情報の提供に解説がついてきます。このリスクはどういう意味をもっているのですというような解説がついてくる段階です。第3段階としては、意見交換の段階、これは共同ということで、市民の方が責任を持って参加してきて、一緒に考えましょうという段階です。これが関沢という方が考えたリスクコミュニケーションの発展段階で、非常に分かりやすいです。現在では第 1 段階に相当するのではないかと思います。

実際に現状を考えて見ますと、本当に十分なリスクコミュニケーションが市民に提供されているのかということは疑問符がつくのではないかというところです。

# 化学物質の管理をいかになすべきか

今回、化学物質管理ということで話をさせていただくのです けれど、これまで環境対策、公害防止、主に環境基準を作った り排出基準を作ったり、企業への規制をしようというのが行政の やり方だったわけです。なぜそういうのが出来たかというと、被 害者の原因や健康影響がある程度顕在化できたためにそうい うことが出来たわけです。ただ、水俣病などをみても、非常に 年数がかかります。しかし、ある程度疫学的なデータが出てき た段階で規制基準のほうに進んでいったというのがこれまでの やり方だったのです。ただし、現状の状況を考えますと、国内 での化学物質の製造販売は数万種を超えています。それらに ついて規制がきるかというと、これはマンパワーから考えてもほ とんど不可能ではないかと思います。ダイオキシンや環境ホル モンのことを考えますと、微量でも影響するし、いろんな複合作 用もあるだろうし、世代間の作用、つまり子どもとか孫の代まで の影響などがあり、ある化学物質被害を受けたからといってす ぐに具合が悪くなるような、被害の顕在化がないんじゃないだ ろうかというようになってきています。

公害対策型環境行政の現状は、今までは企業に対する規制 指導ということをやってきたのですが、それではもう間に合わな いし、もたないということがありまして、環境保全と社会経済活 動を共存して持続させなくてはいけない。これはリスクベネフィット原則と言いますが、化学物質を使っている企業に排出量管 理を自主的に管理報告をしなさい、そして届出をしてくださいと いうことです。PRTR 法、東京都で言いますと東京都環境加工 条例というのがあるのですが、新しい仕組みが今できてきてい ます。

これは今までの規制指導と違いまして、自主的に出してくれ ということなんです。ですから、出さないからといって、行政の 立ち入りがあるということは今のところないということです。その 得られたデータを、どういう風に使うのかということになりますと、 化学物質は当然ベネフィットとリスクがありますので、そういう便 利さとリスクを両方を提供し、みんなで共有していかなくてはいけない。あるいは、どこが分からない、こういうところを教えてく れとという対話をしなくてはいけない。というのが次に出てきます。

これまで化学物質の管理はある程度行政と企業だけがやっていました。それを市民、市民団体、地域コミュニティーなどと役割分担をしましょうということです。役割分担をするからにはそれなりの情報提供を行なっていくというのが、ここでいう化学物質管理の新しいやり方ということになります。最後に住民参加による化学物質管理というのは、役割分担をするからにはそこに来ていただかないと仕事ができないわけです。そこで化学物質が危険だというひとつのやり方ではあるのですが、逆にい

うとそれを使って豊かに暮しているわけでありますので、その 両方を考えて化学物質管理をしてゆきましょうというのが新しい 考え方です。

PRTR 法と環境加工条例は具体的にどういうことをやるんで すかということは、PRTR法の場合は化学物質の354物質81種、 東京都の場合は57物質、これらはリストが出来ていまして、国 の場合では年間1トン以上使っている方の中で社員が21名以 上いる方、東京都の場合は 100 キロ以上で人数条件はありま せん。そういう事業者の方は、排出量移動量、排出量というの は環境に出した量です。移動量というのはゴミです。都の条例 ではそれに加えて、工場の中でどれくらい使っていますか、な にをどのように使っていますかということまで求めています。そ れを行政のほうにいただいて、公開するというのが次の大きな ポイントです。国のほうは、集計結果を分かりやすい形で公表 することになっています。この法律は平成13年度の4月1日 から始まっていまして、データを集めているのが13年度、届出 をいただくのが14年4月から6月です。それをまとめてこれか ら公表しようということになるのです。アメリカにも PRI という同じ ような条例がありまして、事業者からでてきたデータを NPO が まとめまして、区ごとや市ごとで化学物質がどれくらい排出され ているかを地図の上で示すようなことをやっています。これは 行政ではなく NPO でやっています。

社会に対してそういう情報を提供することによって、市民全体がその情報を見るということが非常に重要になってきます。 見ていくと、あそこの企業はどうも出してないねとか、データがおかしいねというようなことが見えるわけです。ですから、規制指導をしなくても、やらないところには環境にやさしいと言いながらどうもおかしいんじゃないという話がでてくるわけです。今までの規制指導の在り方とはまったく違う概念がでてくるということになります。国や東京都のデータが取りまとめられて、世の中に出てくるのは今からちょうど1年後です。その段階でどういうふうに分けるか、区ごとに分けるか市ごとに分けるかといったようなことが問題になってくるだろうと思います。すべての情報が公開されるというのが大きなポイントです。

### 地域コミュニティとリスクコミュニケーション

ここで地域コミュニティとあえて書いたのは、これは東京都に限ったことではないのですが、東京都でいうと 100 キロという使用量を下限で持ってます。ということは中小企業まで多くは入ってきます。国の場合ですと 1 トンですので大きな企業だけなので、放っておいても最近は環境を重視した対応をされていますので、大きな企業はいいのですが、小さな企業、例えばおじいちゃん・おばあちゃんでやっているような企業に対して、住民の方とリクスコミュニケーションしなさいよといっても、これは無理な話だと思うのです。それで4つの条件を出しているのですが、東京では都市機能の集積だと思うのですが、都市機能

は過密になってきています。したがって戦前からそうだと思うのですが、化学物質工場が一般の家と軒を並べています。現在特に東京都の中心部にマンションなどが戻ってくるという現象がありますので、そうすると新しい住民の方と古くからいる方との対立というのがどうしても出てきます。それがひとつの特質です。また町工場が9割を占めています。そこで営業をしている方というのは、地域の住民なんですね。だから大企業のように、みんなが通ってくるという状況とはまったく違うと言う事を考えてみないといけないと思います。地域の活性化ということで、企業の海外進出というのが盛んになっています。中国とかで生産して輸入するという形になりますと、工場がもともと存続しにくい状況になってきているわけです。そうすると地域コミュニティーが崩壊してしまうという心配もあります。

4番目に地域コミュニティーの必要性の再確認ということなのですが、防災、福祉、高齢者対策、などいろいろなところで必要だと言われています。しかし、それを維持しようとする働きにはむずかしいところがあります。実施して成功している事例はあまり多くないんじゃないかと思います。ですからこの化学物質対策というのが逆に工場を東京から追い出すように働いてしまうんじゃないかという危惧があります。そこで環境の保全と社会経済活動の持続的共存と書いたのですが、やっぱり地域の中で工場があって住民があって、一緒にやってきたという中で、環境の側面だけで重要だからという理由だけで、こういうものをやっていいかというのがひとつ大きな問題になってくると思います。

最後にリスクコミュニケーションとまちづくりという問題です。 人々が安心して安全に暮すための関係者、つまり市民、市民 団体、企業、行政、研究者達が、その町にどういうリスクがある かということを共有しないといけないだろう。そのリスクというの は、先ほどの繰り返しになりますが、交通事故だとか自然災害、 疾病、まあ電磁波もそうだと思います。そういうリスクがどこにあ るかというのを行政と対話をすること、企業と対話をすること、そ れを地域活性化や町づくりに使っていこうじゃないかという考え 方が東京都の場合は必要じゃないかと考えています。PRTR 法 や都条例の場合も実際の動きは来年度以降になりますので、 住民の方達とのリスクコミュニケーションをどのように進めてい ったらよいかは、来年度以降いろんなところでパイロット的に取 り組みをしていきたいと考えております。リスクコミュニケーショ ンという言葉は一人歩きしているんですけれど、現場サイドか ら見るとほとんど何もやってないというのが現実です。非常に 情けない話ですけれども、来年度以降、こういう考え方に沿っ て、ある程度の形を見せていかないといけないなだろうなと考 えています。

#### 【質疑応答】

Q1:PRTR 法や都の条例でいう排出量や移動量の基準は、1ト

ン以上とか何キロ以上とかいうふうにどれだけの重さを排出しているかで決められているのですが、現在すごく問題になっている SPM のように、一つの粒子がどれだけ細かいかということを基準にする見方もあると思います。重量をいっぱい出してないからいいかというとそうではない場合もあるので、規制に関する単位について、どういう基準で評価すればいいのかは今後変わってくると思うのですが、そのことに関して行政ではリスクコミュニケーションをどういうふうに捉えていかれるのでしょうか?

A:ひとつの提案として考えたいのですが、今 SPM のことが出 てきましたが、これは車などの移動発生源なんです。移動発生 源の場合の考え方と企業に対する考え方は違うんです。企業 に対してこういうことを求めるときには、やはり原材料が何トンか、 商品は何トン作って、どれだけ出荷したかというのが企業の活 動の中心ですから、その企業に対して、あまり過大な細かいこ とを要求しても、たぶん出てこないと思うんです。ですから、ま ずは企業に対しては日常の営業している数字を使えるように指 導して行く。移動発生源の車については、ご指摘の粒子状物 質がありますので、そちらのほうを反映してゆくといいと思いま す。まず、このやり方のポイントはすごく長い時間をみてやらな くてはいけないということです。いろんなご指摘はあると思うの ですけれど、出来るところからコツコツとやっていかないと、た ぶん難しいと思います。重量だけではなく、粒子についても考 えろというのであれば、それはまたこれからの問題だと考えて います。まずはひとつずつ順番にやっていくのがいいと思って

Q2:リスクを受ける人とベネフィットを受ける人が別々の場合が あると思うのですが、そう言った場合のコミュニケーションとして、 行政の人はどのように対応してゆくのかを教えてください。

A: 例えば工場近傍の方を考えるといいですよね。工場の近傍の人は、その工場が生産している製品を使うわけではないですから、あまりベネフィットは感じてない。ただリスクだけを感じている。そういうことになると、地域ということを考えると、その工場は地域の中で活動しているわけですから、工場が持っているリスクを住民の方にどういうふうに知らせるかというのがポイントになってくると思います。リスクはありますが、その状況をずっと継続して、ただリスクを作り続けるんではなくて、ある程度いい方向にもっていきましょうという対話を周りの住民の方達とやっていきましょう。それがリスクコミュニケーションなんです。だから、ずーっと同じことをやるんではなくて、有害性のある物質で他のものに変えられるものであるのなら、来年は半分にしましょう、再来年は3分の1にしましょうという具合に、お互いに歩み寄っていくような場を行政として作っていかなくてはならないだろうと考えています。■

# プロジェクト報告 科学館プロジェクト **科学館プロジェクトの今後の展開**

プロジェクトリーダー 古田ゆかり

評価に関する勉強会のあと、助成金獲得ができなかったこともありしばらく活動を停滞させてしまい、今回の土曜『どよう便り』で報告すべき事柄ましたが、秋に向かって新たに動き出したいと思います。

まずは、科学館プロジェクトでの当初の目的であった、専門 家と非専門家との橋渡し、非専門家が科学的社会問題におけ る判断力を身につける、アップトゥデイトな科学的話題の理解と 判断、科学館同士または科学館と他の研究機関・企業などとの ネットワークづくりなど、当初提案したさまざまなテーマがありま すが、これらのテーマに沿って科学館で実際にプレゼンテー ションするプログラム作りに着手したいと思います。プログラム 作りには、プロジェクトの参加者独自の、テーマ、想定対象者、 手法や必要な機材の開発、プレゼンテーション技術の習得な どを含みます。このようにして、土曜講座の科学館プロジェクト としての中身を充実させながら、実際の科学館に実践の場を求 めていくという方向で実績を積みましょう。このような活動を行 いながら、各科学館とのネットワークを作り実際の科学館運営 に関する実状等を把握しながら評価も含めた科学館研究を行 います。詳細はプロジェクト参加者に提示し、骨格がかたまりし だい『どよう便り』で報告いたします。

残りの字数を使って、先日訪れた興味深いミュージアムのお 話をしたいと思います。

「明治の酒蔵・酒ミュージアム」(兵庫県西宮市)です。ここは、「白鹿」の醸造元である辰馬本家酒造が設立した博物館です。この場所に実際に酒蔵がありましたが、その跡地をミュージアムにしたものです。震災で倒壊したものの実際の竈、レンガの壁など半壊しつつも残っていてそれを展示していて、順路は操業時の酒造りの工程に沿って作られていました。

このようなミュージアムは震災後がれきを処理する以前の早い時期に震災そのものも含めて展示するという決定されていなければならないと想定され、その判断には感心しました。酒造りの道具が残った限り展示されていて、大人の身長よりも大きな直径の桶もたくさんありました。このような大きな桶があるということは、マンガ『夏子の酒』や写真などで知っていただけなので、実際にその中に入ってみると迫力が違います。実際の大きさを感じるのはミュージアムの典型的な手法ですが、その意味を久しぶりに感じることができました。またほかの道具についても、たとえば桶や櫂などさまざまな道具を実際に手に取りそれを木製の台におくと横のモニターに道具の名前や用途、簡単なクイズなど15秒程度の映像が映るようになっています。道具は大きい物もけっこうあり、使い込んだ木の感触や重さを感じる